

平成31年4月11日

市原市低入札価格調査実施要領及び市原市最低制限価格運用要領の
改正について（お知らせ）

このたび、市原市低入札価格調査実施要領及び市原市最低制限価格運用要領について、
下記のとおり改正いたしますのでお知らせします。

1. 改正内容

(1) 建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の基礎となる割合の範囲を、
100分の70～100分の90から100分の75～100分の92に引き上げま
す。・・・**[別紙1]参照**

また、上記引き上げに合わせ、建設工事における契約の性質上、市原市低入札価格
調査実施要領第4条及び市原市最低制限価格運用要領第4条の規定により難い場合の
割合についても100分の70から100分の75に改めます。

(2) 測量又は建設コンサルタント業務のうち、「測量」業務の低入札価格調査基準価格
及び最低制限価格の基礎となる割合の範囲を、100分の60～100分の80から
100分の60～100分の82に引き上げます。・・・**[別紙2]参照**

また、測量及び建設コンサルタント業務のうち、「地質調査」業務の低入札価格調
査基準価格及び最低制限価格の算定式における諸経費の算入率を100分の45から
100分の48に引き上げます。・・・**[別紙2]参照**

2. 適用

平成31年4月15日以降に入札公告する案件から適用します。

3. その他

改正後の要領は市ホームページをご覧ください。

○入札関係規程

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/jigyosya/kanzai/nyusatu/rules/index.html>

問合せ先
契約検査課 契約係
内2581・2582

[別紙 1]

○建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法について

予定価格算出の基礎となった下表に掲げる額（千円未満端数切捨て）の合計額を、消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に、予定価格を乗じて得た額（1円未満端数切捨て）とする。

※ただし、上記の割合が下表の上限割合を超える場合にあっては当該上限割合を適用し、下表の下限割合に満たない場合にあっては当該下限割合を適用する。

【現 行】

区 分	予定価格算出の基礎となった額	下限割合	上限割合
建設工事	<ul style="list-style-type: none">・機器費の額に100分の70を乗じて得た額 (プラント設備工事のみ)・直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額・共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額・現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額・一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額	100分の <u>70</u>	100分の <u>90</u>

【改正後】

区 分	予定価格算出の基礎となった額	下限割合	上限割合
建設工事	<ul style="list-style-type: none">・機器費の額に100分の70を乗じて得た額 (プラント設備工事のみ)・直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額・共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額・現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額・一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額	100分の <u>75</u>	100分の <u>92</u>

[別紙 2]

○測量又は建設コンサルタント業務における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出方法について

予定価格算出の基礎となった下表に掲げる額（千円未満端数切捨て）の合計額を、消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に、予定価格を乗じて得た額（1円未満端数切捨て）とする。

※ただし、上記の割合が下表の上限割合を超える場合にあっては当該上限割合を適用し、下表の下限割合に満たない場合にあっては当該下限割合を適用する。

【現 行】

区 分	予定価格算出の基礎となった額	下限割合	上限割合
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に 100 分の 48 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の <u>80</u>
建築関係の建設 コンサルタント 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 ・諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 80
土木関係の建設 コンサルタント 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に 100 分の 48 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 80
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費の額 ・間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ・解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額 ・諸経費の額に 100 分の <u>45</u> を乗じて得た額 	3 分の 2	100 分の 85
補償関係コンサル タント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に 100 分の 45 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 80

【改正後】

区 分	予定価格算出の基礎となった額	下限割合	上限割合
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に 100 分の 48 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 82
建築関係の建設 コンサルタント 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 ・諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 80
土木関係の建設 コンサルタント 業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に 100 分の 48 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 80
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費の額 ・間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ・解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額 ・諸経費の額に 100 分の 48 を乗じて得た額 	3 分の 2	100 分の 85
補償関係コンサル タント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 ・一般管理費等の額に 100 分の 45 を乗じて得た額 	100 分の 60	100 分の 80